

# 共済だより



ちえなみき(敦賀市)

## 主な内容

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について ……	2	貯金事業からのお知らせ	
組合会議員の退任・選出 ……	2	一年末年始戻戻注意日・残高通知書の見方 ……	14
マイナ保険証の利用案内		予定外の出費も安心 貸付事業からのご案内 ……	15
ー組合員証等が12月2日以降利用できなくなりますー ……	3	エル・サポート・福井からのお知らせ ……	16
契約スポーツジム・ウィンタースポーツ利用助成 ……	5	障害の状態になったときー在職中でも年金を受給できますー ……	19
育児休業手当金等の給付上限相当額等について ……	6	石川能登を応援しよう!ー石川県おびし荘 応援消費プランー ……	20
退職等年金給付における基準利率等 ……	7	越路からのご案内ー10月1日から料金が改定されますー ……	21
医療費の動向について ……	8	RIZAPオンライン健康セミナーアーカイブ配信 ……	22
タバコをやめたい方へ 禁煙外来助成のご案内 ……	11		

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。



共済組合ホームページも併せてご覧ください

▶ <https://www.fukui-kyosai.jp>

## 組合会議員の退任

当組合の組合会議員 野瀬 豊 氏が7月17日にご逝去され、組合会議員を退任されました。野瀬氏におかれましては、長年にわたり共済制度の堅持・発展にご尽力いただきました。ご生前のご厚誼に感謝いたしますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

## 組合会議員の選出

当組合の組合会議員 野瀬 豊 氏の退任に伴い、欠員が生じたことから、市町村長が選挙する議員の選挙区第2区の補欠選挙が9月3日に行われ、その結果、西嶋久勝氏(高浜町長)が当選されました。

なお、任期は前任者の残任期間である令和8年11月30日までとなります。



西嶋久勝議員  
(高浜町長)

## 19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

地方公務員等共済組合法の改正により、19歳以上23歳未満の被扶養者(配偶者を除く)の年間収入要件は130万円未満から150万円未満に変更されました。なお、この取扱いは、令和7年10月1日から適用されます。

### 19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&A

#### Q1 学生であることが要件ですか？

A1 学生であることの要件は求めません。

#### Q2 年齢要件(19歳以上23歳未満)については、いつの時点で判定しますか？

A2 所得税法上の取扱いと同様、その年の12月31日現在の年齢で判断します。

(参考)

- ・N-1年(18歳の誕生日を迎える年)における年間収入要件は130万円未満。
- ・N年~N+3年の間(19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年)における年間収入要件は150万円未満。
- ・N+4年(23歳の誕生日を迎える年)以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。

	18歳 ▼	19歳 ▼	20歳 ▼	21歳 ▼	22歳 ▼	23歳 ▼
	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
扶養認定	130万円	150万円				130万円

#### Q3 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合、19歳以上23歳未満も被扶養者の年間収入要件は150万円未満ですか？

A3 令和7年10月1日からの適用のため、130万円未満となります。

<お問合せ先 健康管理課>

## お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300  
健康管理課 0776-52-7301  
年金課 0776-52-7303  
越路 0776-77-3151

## 組合の状況

(令和7年8月31日現在)

組合員数	14,176人
(男)	6,093人
(女)	8,083人
任意継続組合員数	234人
被扶養者数	7,499人

# お手元の「組合員証」等の利用経過措置期間が 令和7年12月1日に終了します



令和6年12月2日から医療機関等で保険診療を受ける際は、「マイナ保険証」の利用を基本とする仕組みに移行しています。

**そのため、令和6年12月1日までに発行された組合員証等は、現在、利用の経過措置が設けられていますが、令和7年12月2日以降、利用できなくなります。**

お手元の組合員証等の回収は行わないため、令和7年12月2日以降にご自身で廃棄をお願いします。

※「マイナ保険証」の利用ができない方などには、「資格確認書」を発行します。

## 「マイナ保険証」を利用している方

令和7年12月2日以降も、これまでどおり「マイナ保険証」で受診いただけます。

**ただし、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認のうえ、期限切れにご注意ください。**

### 【券面に記載がない場合】

**発行から5回目の誕生日まで**です。有効期限はマイナポータルでも確認できます。

### 【電子証明書の更新手続き】

市町村の窓口で満了日の3か月前から可能となっています。

カードリーダーの画面にアラートが表示された場合には、速やかに更新・再発行の手続きを行うようにお願いします。

※「マイナ保険証」の利用解除を希望される場合は、当組合に対して申請が必要です。  
手続きについては、当組合のホームページをご覧ください。

## 「マイナ保険証」を利用できない方

令和7年9月30日時点で「マイナ保険証」の利用ができない方については、申請によらず当組合においてデータを抽出し、該当者の方には、令和7年11月初旬に「資格確認書」を所属所に発送しますので、11月中にお手元に届く予定です。

交付された「資格確認書」で医療機関等を受診いただけます。

ただし、「資格確認書」は、有効期限が到来または資格喪失した際に返還していただく必要がありますので、ご注意ください。



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードの  
健康保険証利用について  
もっと知りたい方は  
こちら



ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

「マイナ保険証」のご利用に向けて早めのご準備をお勧めします。

<お問合せ先 健康管理課>

「マイナ保険証」を利用すると、「限度額適用認定証」がなくても、窓口負担額を高額療養費の自己負担限度額まで抑えることができます。



**組合員に係る市町村民税の課税状況が「非課税」の方は、事前の報告が必要です。**

医療機関等の窓口でのお支払いが高額となる場合、「マイナ保険証(※)」を提示し、「限度額情報の表示」に同意すると、「高額医療費の自己負担限度額(下表)」まで抑えることができます。

ただし、組合員に係る市町村民税の課税状況が「**非課税**」の方は、事前の報告が必要になります。「非課税」に該当される場合は、各所属所の共済組合事務担当課にて手続きを行ってください。

※ マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用するには、マイナポータル等で事前登録を行う必要があります。

### 「高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)」

標準報酬の月額	適用区分	限度額計算方法
830,000 円以上	ア	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1/100
530,000 円 ~ 790,000 円	イ	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1/100
280,000 円 ~ 500,000 円	ウ	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1/100
260,000 円以下	エ	57,600 円
低所得者(市町村民税非課税等)	オ	35,400 円

◆ 「限度額適用認定証」を利用する場合の交付申請はお早めをお願いします。

「限度額適用認定証」を利用して窓口負担額を高額療養費の自己負担限度額まで抑える場合は、各所属所の共済組合事務担当課を通じて当組合へ申請していただくことで「限度額適用認定証」を交付いたします。

なお、「限度額適用認定証」の申請から交付までに一週間ほど要するため、限度額適用認定証の交付申請はできるだけお早めに行ってください。

◆ 70歳以上75歳未満の方の「限度額適用認定証」について

70歳以上75歳未満で自己負担割合が2割の方は、当組合が発行する「高齢受給者証」を提示していただくことで同様の窓口負担となりますので、「限度額適用認定証」の交付申請を行う必要はありません。(マイナ保険証を利用する方は「高齢受給者証」の提示不要で、自己負担割合が2割になります。)

ただし、70歳以上75歳未満の方でも、自己負担割合が3割であり、かつ所得区分が一定以上所得者(標準報酬の月額が83万円以上を除く)の場合は、「限度額適用認定証」が必要となりますのでご注意ください。(マイナ保険証を利用する方は「限度額適用認定証」は不要です。)

## ★組合員限定★ 契約スポーツジム特別会員月額料金利用



### 以下のスポーツジムの特別会員月額料金でご利用いただけます！

「ルネッサ」 福井南店、福井西店、鯖江店、越前店、敦賀店

「HYPER FIT 24」 福井あわら店、福井丸岡店、福井坂井店、福井乾徳店、福井御幸店、福井鯖江店、  
福井武生店、福井武生店パワージム、福井敦賀店、福井小浜店、HYPER FIT GOLF福井小浜店

いずれも、事前申込で体験利用ができます。

詳細は、当組合ホームページの「特別会員利用契約スポーツジム」のバナーよりご確認ください。

## 冬を思いっきり楽しもう！ アイススケート・スキーリフト利用助成

この冬も、アイススケート利用助成・スキーリフト利用助成を実施する予定です。  
対象施設及び助成対象期間については確定しておりませんので、詳細が決定次第、各所属所の共済事務担当課へ通知いたします。  
当組合のホームページにも掲載いたしますので、ご確認ください。  
冬ならではのスポーツを楽しみましょう！



<お問合せ先 健康管理課>

#### ◀ 参考：令和6年度の助成対象施設及び対象期間 ▶

##### ◎ アイススケート利用助成

対象施設：ニューサンピア敦賀、ハピリンク

対象期間：11月上旬～翌年3月（ニューサンピア敦賀）  
12月下旬～翌年2月上旬（ハピリンク）

##### ◎ スキーリフト利用助成

対象施設：九頭竜スキー場・福井和泉スキー場・スキージャム勝山  
新保ファミリースキー場・今庄365スキー場

対象期間：12月～翌年3月



### ちえなみき(敦賀市)



ちえなみきは、北陸新幹線敦賀開業を見据えた再開発事業の一環として、令和4年9月1日に敦賀駅前にオープンした全国的に珍しい公設民営書店です。「ちえなみき」という名称には、「知恵」「千枝」「並木」「幹」「樹」「波」「千重波」など、敦賀の自然や知を育み健やかに成長する様子が重層的に表現されています。取り扱う書籍は新刊だけでなく、絶版本や古書、洋書が混在しており、3万冊を超える書籍が所狭しと並び、利用者を知の世界に誘います。

## 育児休業手当金等の給付上限相当額等について

育児休業手当金、育児休業支援手当金及び介護休業手当金の給付日額、育児時短勤務手当金の基準報酬月額及び給付額につきましては、雇用保険法の規定による賃金日額に準じた限度額があり、雇用保険法が毎年8月1日より変更されることから、この限度額も毎年見直されています。

令和7年8月1日からの上限額については、それぞれ次のとおりです。

区 分	給付上限相当額等	
育児休業手当金	育児休業の期間が180日に達するまでの方の給付日額上限額	14,718 円
	育児休業の期間が180日を経過した方の給付日額上限額	10,984 円
	給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	500,000 円
育児休業支援手当金	給付日額上限額	2,855 円
	給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	500,000 円
介護休業手当金	給付日額上限額	16,207 円
	給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	560,000 円
育児時短勤務手当金	基準報酬月額相当額	483,300 円
	給付額の最低限度額	2,411 円
	支給限度額	471,393 円

## 高額介護合算療養費の申請について

医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあっては、高額療養費等の支給を受けてもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額（高額療養費等の差し引き後）の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが設けられています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課へお問い合わせください。

### ● 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

### ● 支給対象となる方

基準日(7月31日)に医療保険上の世帯(共済組合にあっては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。)内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の自己負担額(高額療養費・附加給付等の差し引き後)の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

### ● 合算算定基準額(年間における自己負担限度額)

区分	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000 円	2,120,000 円
標準報酬の月額 530,000円～790,000円	1,410,000 円	1,410,000 円
標準報酬の月額 280,000円～500,000円	670,000 円	670,000 円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000 円	560,000 円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	340,000 円	310,000 円
低所得者Ⅰ (年金収入806,700円以下等)		190,000 円

※対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

<お問合せ先 健康管理課>

# 退職等年金給付に係る基準利率について

## 退職等年金給付 令和7年10月からの基準利率等の値

退職等年金給付(年金払い退職給付)に関する基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

これにあわせ、基準利率を算定基礎とする終身年金現価率及び有期年金現価率も変更されます。

今般、地方公務員共済組合連合会の定款が変更され、令和7年10月から令和8年9月まで適用される率が定まりましたので、お知らせします。

1 基準利率 **0.49%** ※ 令和5年度に行われた財政再計算の積立剰余を財源とした「加算率0.08%」が加算されています。

### 2 年金現価率

終身年金現価率			有期年金現価率		
年齢	R6.10～ R7.9	R7.10～ R8.9	支給 残月数	R6.10～ R7.9	R7.10～ R8.9
60歳	27.162255	26.215424	120月	9.869149	9.755557
65歳	23.129448	22.431306	240月	19.485332	19.045727

※詳しくは「地方公務員共済組合連合会」のホームページを確認ください。

基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率等に関する詳細はこちら

<https://www.chikyoren.or.jp/>

トップページの「年金関連情報→年金財政関係→年金払い退職給付(退職等年金給付)→地共連の定款で定める事項(基準利率等)」からご覧いただけます。



<お問合せ先 年金課>

## ジェネリック医薬品に変更された場合に 差額がある方に通知をお送りします

共済組合では、医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。10月下旬に、下記の対象者へ所属所経由で「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。

### ★ジェネリック医薬品とは?

新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。  
(新薬が効能追加を行っている場合など異なる場合があります。)

### ★通知対象者

今年の4月から6月までの間に調剤薬局でお薬を受け取った方で、自己負担額が一定額軽減する可能性がある方。  
(対象期間にお薬を処方された方全員への通知ではありません。)

### ★通知の見方

令和9年9月 の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
薬局/病院名/先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名 ※②	製薬会社名 ※②	削減可能額 ※③	切替後支払額
共済調剤薬局							
〇〇〇錠5	56.80	60.0錠	¥ 1,022	△△△△△錠5mg 「□□□」			
				△△△△△錠5mg 「◇◇◇」			
				△△△△△錠5mg 「▽▽▽」			

この月に処方されたお薬(先発医薬品)の分で試算しています。薬局または病院ごとにお薬名やお薬代など記載しています。

処方されたお薬(先発医薬品)から切り替えることができるジェネリック医薬品の名称等です。最大3種類記載していますが、他にも切り替えができるお薬が存在することがあります。

処方箋



まずは医師や薬剤師にご相談ください!

症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使用できない場合があります。まずは、医師や薬剤師にご相談ください。

<お問合せ先 健康管理課>

## 医療費の動向について

令和2年度から会計年度任用職員の方が加入され、2年度、3年度で組合員数が約1,000人増加し、また、令和4年10月には約3,500人の短期組合員が加入され、組合員数・被扶養者数ともに増加しました。そのタイミングで、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、組合員増加後の医療費の動向が見えない状況となっていました。ようやく、一定程度見通せる状況となりました。

当組合では、医療費データ分析及び健診データの分析を行い、組合員の皆様の健康の増進と同時に医療費の削減ができるよう効率的・効果的な事業を行ってまいります。

医療費節減のため、組合員の皆様には、疾病の早期発見・早期治療を心掛けていただき、健康診断や人間ドックで精密検査や治療が必要とされた場合は、必ず医療機関を受診してください。

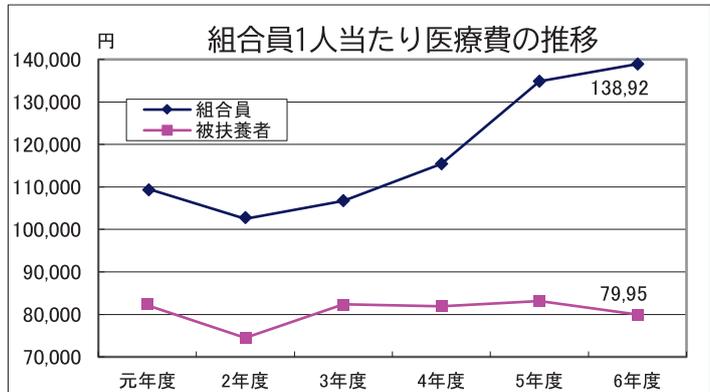
### ◇◇組合員1人当たり医療費◇◇

医療費の状況を把握する際の代表的な指標の一つであり、1年間の総医療費を平均組合員数で除した金額です。

本人・被扶養者ともに令和2年度には新型コロナウイルスの影響により、受診控えによる減少が見られます。

組合員本人の1人当たり医療費は、令和6年度は組合員数の増加に比例して増加傾向となっております。被扶養者については、被扶養者数の減少に伴い若干減少しております。

令和5年度に大きく増加していますが、その原因としては、令和4年10月に短期組合員が約3,500人加入したことによる外来診療の増加と、組合員の平均年齢が約3歳上がったことによるものと考えています。

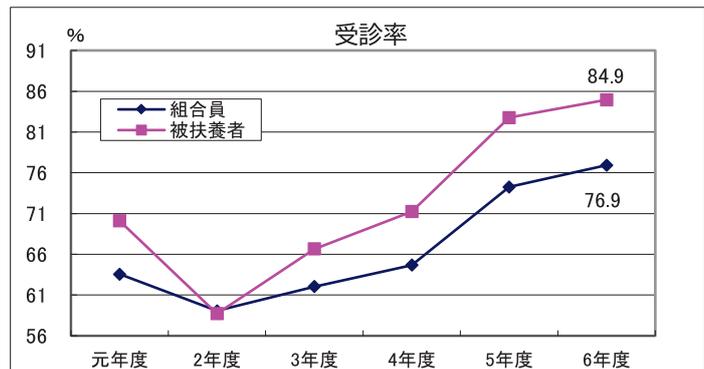


### ◇◇医療費の三要素の推移◇◇

#### 受診率

受診率は、健康を害している人がどの程度いるかを示す指標で、年間の受診件数を年間延べ組合員数・被扶養者数で除した割合です。

医療を受ける側の受診動向や感染症の流行などの疾病構造等に依存しやすいため、令和2年度には、新型コロナウイルスの影響により医療提供体制が制限されたことや、受診控えが発生したことにより、組合員本人、被扶養者ともに顕著な減少が見られます。令和4年度は、受診控えからの影響で組合員本人、被扶養者ともに増加しました。令和5年度は、短期組合員の加入に比例して増加したものと考えられます。令和6年度はさらに増加傾向が見られます。

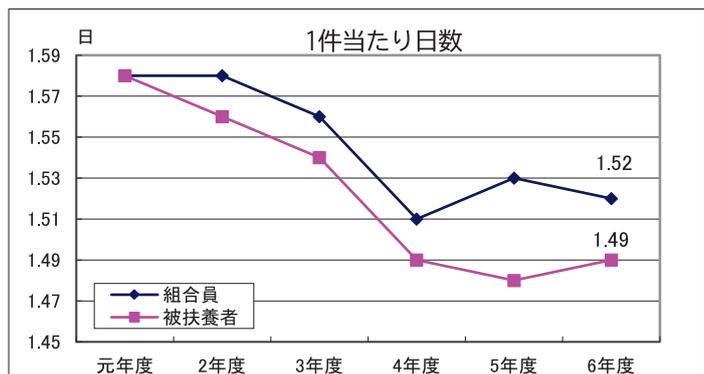


#### 1件当たり日数

患者の受診動向や疾病の種類、医療機関における診療行為など、医療を受ける側による要因、並びに、医療供給側による要因の両方の影響を受けやすいと考えられています。

組合員本人、被扶養者ともに減少傾向にありましたが、令和5年度は、短期組合員の加入により増加、令和6年度は横ばいとなりました。

診断技術の向上によるがんの早期発見をはじめ、内視鏡手術、抗がん剤などの効果的な治療法の導入により入院が短期化していることや、診療報酬制度上の入院基本料の加算要件である平均在院日数要件が影響しているものと考えられます。

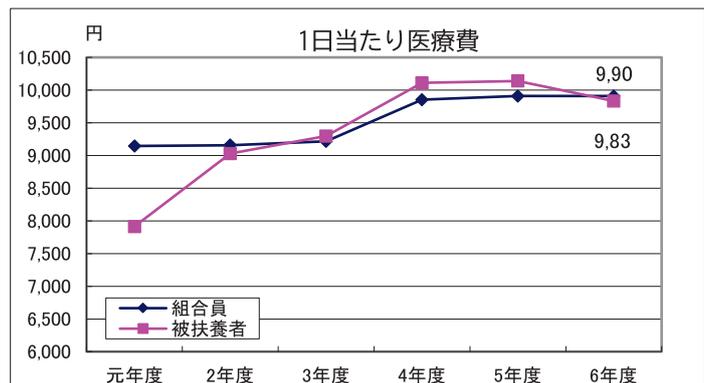


#### 1日当たり医療費

1日当たり医療費は、金額が高いほど重症化・慢性化した疾病を抱える方が多いことを表す指標ですが、医療供給側の診療行為などの要因に依存しやすいと考えられます。

高額な薬剤の保険適用の影響も考えられます。

組合員本人、被扶養者ともに増加傾向にありましたが、短期組合員の加入後の令和4年度以降は、新型コロナウイルス感染症による影響もありながら、令和6年度もほぼ横ばいで推移しています。



〈お問合せ先 健康管理課〉

## 40歳以上75歳未満の任意継続組合員及び被扶養者のうち 特定健康診査の受診券が届いた皆様へ

### 特定健康診査の受診はお済みですか？

生活習慣病は自覚なく進行し、気づいた時には重症化していることがあります。  
早期発見のため、ぜひ特定健康診査を受診していただきますようお願いいたします。



STEP  
1

特定健康診査の受診方法を選び予約する(予約不要の場合もあります)

#### ① 集団健診で受診

お住まいの市町が行う集団健診の会場で受診できます。健診日程等の詳細は、お住まいの市町へご確認ください。

#### ② 医療機関で受診

当組合と契約している約300か所の病院等で受診できます。必ず予約して受診ください。

#### ③ 勤務先等の健診受診

お勤め先等で健診を受ける場合、健診結果の写しを当組合に提出すると、特定健診を受診したことになります。

STEP  
2

特定健康診査を受診する STEP 1 の①または②の場合

健診費用は**無料!**

当日は、マイナ保険証等と受診券をお持ちください。

受診方法等詳細につきましては、5月送付の受診券に同封した冊子『令和7年度特定健康診査のご案内』をご確認ください。受診券等を紛失された場合は再発行いたしますので、共済組合健康管理課までご連絡ください。

STEP  
1

の③に  
該当する場合はこちら!

特定健康診査受診券を使用せずにお勤め先等で健診を受けた方で、  
健診結果を当組合に提出いただいた方に

## QUOカード500円分を進呈します!

次の①②に該当する方は、提出書類を揃えて受診券送付時に同封している返信用封筒で共済組合へ送付してください。

#### ① 令和7年度中に①または②のいずれかを受ける方

- ① お勤め先等での健康診断
- ② 共済組合の助成を受けない人間ドック

#### ② 令和6年4月1日時点で福井県市町村職員共済組合の被扶養者であった方で、令和6年度中に①または②のいずれかを受けた方

- ① お勤め先等での健康診断
- ② 共済組合の助成を受けない人間ドック  
(令和6年度分の健診結果を、すでに共済組合にご提出いただいた方は除きます。)

#### ● 提出書類 ●

- ① 健診結果票のコピー
- ② 特定健康診査質問票
- ③ 特定健康診査受診券  
(令和7年度分の結果を提出する場合)

※ 詳細については、受診券送付時に同封している冊子「令和7年度特定健康診査のご案内」をご確認ください。



## 歯科健診を受けましょう!

助成対象となる組合員が、福井県歯科医師会加盟の歯科医院で歯科健診を受診する場合、共済組合がその費用を負担します。

初期症状の少ないむし歯や歯周病は、痛みなどの自覚症状が出る頃にはかなり悪化していることがありますので、早期発見が重要です。定期的に歯科健診を受診することで早期発見につながります。

助成対象となる方には、7月上旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」をお届けしておりますので、お手元に届いている方は、ぜひ歯科健診を受診してください。

### 「歯科健診助成事業」のご案内

★対象者 当年度中に27・33・36・45・55歳に達する組合員  
(任意継続組合員・被扶養者を除く。)

★実施期間 令和7年7月1日 から 令和8年1月31日 まで

★回数 1人1回

★費用 **無料** (歯科健診にかかる費用を助成します。)

※ 歯科健診以外の費用 (下記参照) は自己負担となります。

- ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
- ・定期的な歯科健診の費用。(定期健診と内容が異なるため)
- ・フッ素塗布、クリーニング、矯正 等

★受診方法について 「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のHPをご覧ください。

当組合HPもご覧ください <https://www.fukui-kyosai.jp/>

★実施場所 ご案内同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院

対象者には7月上旬に封筒をお届けしています。



## こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思った時、当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」をご利用してみたいかご検討ください。

メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。

電話でのご相談は・・・

フリーダイヤル **0120-863-291**

ハロー みんなの ふくい

メールでのご相談は・・・

右の二次元コードからアクセスしてください →



※当組合ホームページからアクセスする場合のユーザー名とパスワードは共に「863291」です。

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

## オンライン資格確認等システムによる 当組合加入前に加入していた保険者からの特定健診情報提供の不同意について

当組合加入前に実施した特定健診情報を当組合へ提供することを希望しない場合は、当組合に対して「オンライン資格確認等システム特定健診情報不同意申請書」を提出してください。

様式は当組合ホームページからダウンロードしてください。

<お問合せ先 健康管理課>

## タバコをやめたい方へ 禁煙外来助成のご案内

### ●●禁煙治療(健康保険適用)●●禁煙外来の力を借りましょう!●●●●

たばこの煙には有害物質が含まれるため、ガンを発症するリスクのほか、脳卒中、糖尿病にかかるリスクも高いため、禁煙することにより健康寿命を延ばすことができます。

次の要件を全て満たしている方は、**12週間に5回**の「禁煙治療」(健康保険適用)を受けられます。

医療機関のサポートが得られ禁煙成功率が高い「禁煙治療」は、おすすめです。

- 1 ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)で5点以上、ニコチン依存症と診断された方
- 2 35歳以上の場合、プリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上の方
- 3 直ちに禁煙することを希望されている方
- 4 「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意された方

一般社団法人 日本禁煙学会 禁煙専門・認定指導者が在籍する医療機関(一部)

福井県済生会病院	0776-23-1111	福井赤十字病院	0776-36-3630	公立丹南病院	0778-51-2260
福井大学医学部附属病院	0776-61-3111	公立小浜病院	0770-52-0990		



令和7年4月1日以降に禁煙外来の初診日があり、治療が終了した方に対し、かかった治療費の保険診療分のうち、自己負担額に対して**10,000円を上限に助成**します。

### 【禁煙外来の受診方法】

- 1 禁煙治療に健康保険が使える医療機関のうちから希望する医療機関へ受診予約を行ってください。(禁煙治療に健康保険が適用されている医療機関は、(社)日本禁煙学会のホームページでご確認ください。)
- 2 禁煙治療は組合員ご本人の意思により開始してください。
- 3 共済組合への事前申し込み等は必要ありません。

### 【注意事項(重要)】

#### ★予約

- ① 受診を希望する医療機関に「保険診療で治療ができるか」を必ず確認してください。
- ② 医療機関に対し、「禁煙外来終了時に『禁煙外来終了証明書』に証明が可能か」を確認してください。または、医療機関任意の様式(同様の内容が確認できる書類)により終了証明が可能かを確認してください。

#### ★受診

- ① 禁煙治療は必ず最後まで受診してください。
- ② 途中で離脱した場合、治療費が発生していても助成の対象外となります。
- ③ 禁煙外来に係る医療費及び薬剤費の領収書及び明細書を保管してください。

当該領収書等に本人の氏名及び禁煙外来に要した費用であることが明記されていることを確認してください。

なお、紛失等により一部の領収書または明細書が添付できない場合など、自己負担額が確認できない場合は助成対象になりませんので、ご注意ください。

### 【請求について】

禁煙外来が終了したら終了した日から3か月以内に次の書類を揃えて、お勤め先の市町村職員共済組合事務担当課へ提出してください。

- 「禁煙外来助成金請求書」
- 「禁煙外来終了証明書」※治療終了時に医療機関から証明を受けたもの  
または医療機関任意の様式(同様の内容が確認できる書類)により証明を受けたもの
- 禁煙外来に係る医療費及び薬剤費の領収書及び診療明細書の原本

### 【助成額の送金について】

助成金は、助成額決定後に共済組合登録口座に送金します。

<お問合せ先 健康管理課>

## 柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるときには、マイナ保険証等が使える場合と使えない場合があります。

負傷内容や原因等をはっきり伝えて施術を受けるようにしましょう。



### マイナ保険証等が使える場合

柔道整復師	急性または亜急性の外傷による打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折・不全骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
鍼灸	神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛 ※鍼灸の施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。
マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等（改善などの治療効果が期待できる場合） ※マッサージの施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。

### マイナ保険証等が使えない場合の例

→ 全額自己負担となります

柔道整復師	日常生活のなかの疲れ・肩こり・腰痛 スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり 脳疾患後遺症などのリハビリ 症状改善のみられない長期の施術 以前負傷した部位の痛み 原因不明の痛みや違和感 加齢による身体の痛み 外科・整形外科で受診中、同時に柔道整復師施術も受ける場合
-------	---

### 柔道整復師にかかるときは次の点に注意しましょう

#### ◆ 原因を正しく伝えましょう

何が原因でケガをしたのかをきちんと伝えましょう。  
また、交通事故など第三者行為で健康保険を使う場合は、共済組合に連絡してください。

#### ◆ 「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう

マイナ保険証等で施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要です。  
記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。  
また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

#### ◆ 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾患が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをおすすめします。

### 施術内容の確認にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化の観点から、柔道整復師・鍼灸・マッサージの受診に係る施術内容などの確認を「株式会社オークス」に委託しております。施術内容や負傷原因などを皆様に照会させていただく場合がありますので、お手元に照会文書が届いたときには期限までにご回答くださるようご協力をお願いします。

<お問合せ先 健康管理課>

## 養育特例の手続きは お済みですか？

「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月(基準月)の標準報酬月額(＝従前標準報酬月額)よりも下回った期間において、将来年金の額を算定する際に、従前標準報酬月額に基づき算定できる特例制度です。



### ◆ 申出が必要です!

養育特例を受けようとする場合には、組合員本人からの申出が必要です。  
申出書の様式は、各所属所の共済組合事務担当課(総務課・職員課など)で入手してください。

### ◆ 時効があります! (2年)

養育特例は、申出から2年まで遡って適用することができます。たとえば、令和5年10月時点で養育特例の対象となっている場合、令和7年10月末までに申請書の提出がなければ、令和5年10月は、時効により養育特例の対象外となってしまいますので、ご注意ください。

### ◆ 掛金(保険料)・短期給付の算定は実際の標準報酬月額で…

養育特例は、あくまで、将来年金の額を算定する際に、実際の標準報酬月額を従前標準報酬月額に置き換えて適用させるものです。そのため、毎月の短期掛金や厚生年金保険料などは、実際の標準報酬月額に基づいて徴収されます。養育特例の申請を行うことで、掛金等の額が従前標準報酬月額に基づいて算定されるわけではありません。

また、短期給付・各種手当金についても、実際の標準報酬の月額に基づいて算定されます。

\*対象となる子の人数や産休・育休による掛金等免除期間の有無によって取扱いが異なりますので、まずは、所属所の共済組合事務担当課 又は 共済組合健康管理課までお問い合わせください。

## 資格喪失後等の資格確認書等は速やかに返還してください

組合員が退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、速やかに資格確認書や組合員証等を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の資格確認書や組合員被扶養者証等を速やかに返還してください。

### 資格喪失後の保険医療機関等の受診について

- ◆ 新たに加える健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の資格情報通知書等が交付されるまでの間に保険医療機関等を受診する場合は、窓口で「変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。



**資格喪失後、当組合の加入者として保険医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになります。**

<お問合せ先 健康管理課>

## 貯金事業からのお知らせ

### ◆払戻日についての注意◆

- 払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。
- ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は払戻ができません。
- 「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前(土日・祝日は除く。)までに共済組合必着でご提出ください。

郵便物の配達は、投函から3営業日程度要しますので、余裕をもってご提出ください。  
なお、所属所の共済組合事務担当課へ提出する場合の提出期限についてもご注意ください。

### 【令和7年10月から令和8年1月までの払戻注意日】

払戻注意日	払戻請求書の 当組合必着日
10月14日(火)	10月9日(木)
10月15日(水)	10月10日(金)
11月4日(火)	10月30日(木)
11月5日(水)	10月31日(金)
11月25日(火)	11月20日(木)
11月26日(水)	11月21日(金)
12月26日(金)	12月24日(水)
1月6日(火)	12月26日(金)
1月13日(火)	1月8日(木)
1月14日(水)	1月9日(金)

← 今年最後の払戻日

← 来年最初の払戻日

祝日や年末の払戻請求書必着日にご注意ください。



### ◆組合員貯金残高通知書の送付について◆

- 9月末決算利息組入後の組合員貯金残高等を記載した「組合員貯金残高通知書」を、所属所を通じて、組合員の皆様へ10月中にお届けする予定です。
- 任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。
- 令和7年度上半期(4月～9月)の入出金状況等を記載しています。

### 【組合員貯金残高通知書の見方】

③ 組合員貯金残高通知書  
普通貯金の残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

④ 税区分 〇.9.30 の残高円 = 〇.3.31 の残高円 + 課税 340,585 (A)

⑦ 銀行名 〇〇銀行  
支店名 〇〇支店  
預金種目 普通預金 口座番号 1234567  
名義人 キョウサイ知ウ  
(所属所) (証番号) (部課署)  
999 - 9999 ( 999)

差引積立額 円 + 税込利息額 円 - 所得税額 円  
340,000 (B) 733 (C) 148 (D)

お積立等明細

日付	種別	金額(円)	日付	種別	金額(円)
〇.4.21	給与積立	10,000	〇.9.27	一部払戻	70,000
〇.5.21	給与積立	10,000			
〇.6.21	給与積立	10,000			
〇.6.30	賞与積立	50,000			
〇.7.13	臨時入金	300,000			
〇.7.21	給与積立	10,000			
〇.8.21	給与積立	10,000			
〇.9.21	給与積立	10,000			

(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

差引積立額 = 期間中の積立額合計  
60,000円 給与積立 (6か月分)  
+ 50,000円 賞与積立  
+ 300,000円 臨時入金  
- 70,000円 一部払戻  
340,000円

「一部払戻」の合計額が「給与積立・賞与積立・臨時入金」の合計額より多い場合、マイナス表記になります。

利息組み入れ後の残高  
0円(A)  
+ 340,000円(B)  
+ 733円(C)  
- 148円(D)  
340,585円

払戻金の振込先として登録されている口座です。  
変更したい場合は、所属所の共済組合事務担当課へお申し出ください。

<お問合せ先 総務企画課>

# 予定外の出費も安心。頼れる貸付事業のご案内

共済組合では、組合員の皆様の急な出費やライフイベントに備え、安心してご利用いただける【貸付事業】を実施しています。低金利・簡単な手続きで皆様のライフステージをサポートします。



年利  
**1.26%**  
※変動金利。利率は毎年見直されます。

## 貸付申込書を入力

貸付申込書は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合にてお渡しします。全ての貸付で、借入状況等申告書、借用証書が必要(共済組合HPからダウンロード可能)です。その他、貸付の種類によって必要な提出書類がありますので、詳細は共済組合HPをご覧ください。

## 貸付申込書類を所属所担当課へ提出

貸付を受けるには、所属所長の承認が必要です。貸付申込書類の提出は、共済組合ではなく所属所の共済組合事務担当課へご提出ください。所属所長の承認後、所属所の共済組合事務担当課から共済組合へ貸付申込書類を送付いただきます。

## 共済組合にて書類審査

提出書類に不備があった場合、所属所を通して再提出・追加書類の提出をしていただきます。再提出等には時間がかかるため、お早めにお申し込みください。

## 通知・振込

審査完了後「貸付金決定通知書」を所属所を通して配布します。貸付金は共済組合へ登録されている組合員の口座へ送金します。なお、貸付金の償還方法は給与控除です。償還開始月は貸付月の翌月です。

貸付の流れ

## 注意事項

- ※ 普通貸付・住宅貸付は毎月15日共済組合必着、審査後、月末営業日に貸付します。
- ※ 修学貸付・結婚貸付等の特別貸付は随時貸付します。貸付希望日の10日前には書類をご提出ください。
- ※ 会計年度任用職員など任期の定めのある組合員については償還金額等の取扱いが異なりますので、必ず事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合へご相談ください。
- ※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に応じて定められます。



共済組合HPはこちらです

<お問合せ先 総務企画課>

共済だより R7.10

# 令和8年度新規加入・更新のご案内が始まります!

(令和7年10月中旬～予定)

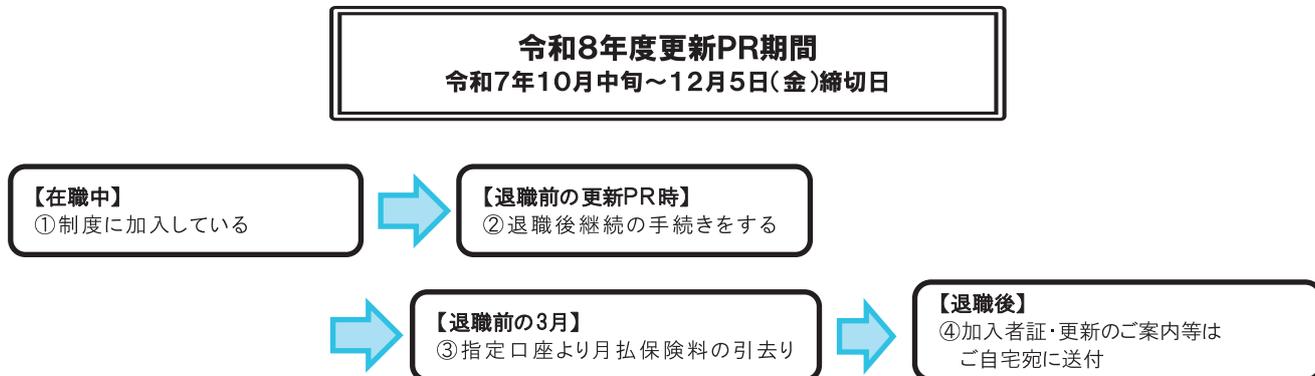
## 制度内容

制度名称	保障内容	退職後継続
<b>生活サポートプラン</b> <small>(年金払特約付半年払保険料併用特約付 こども特約付新・団体定期保険【生命保険】)</small>	死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、長期間の年金形式、または一時金で保険金をお支払いします。	
<b>医療保障保険</b> <small>(短期入院特約付家族特約付医療保障 保険(団体型)【生命保険】)</small>	病気やケガにより継続して2日以上入院した場合、1日目から、ご加入の口数の給付金をお支払いします。	69歳まで継続可能 <small>※年齢は保険年齢です。 ・継続最高(可能)保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳</small>
<b>Wide医療</b> <small>(医療保険【損害保険】)</small>	病気・ケガによる手術、三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)・所定の生活習慣病(糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病)による入院・手術、女性疾病での入院・手術等を幅広く補償します。	
<b>職場復帰支援制度</b> <small>(特定精神障害給付特約付団体総合就業 不能保障保険【生命保険】)</small>	就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。入院だけではなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。	退職後継続なし
<b>治療費支援制度</b> <small>(家族特約付治療支援給付特約付先進 医療給付特約付無配当団体医療保障 【生命保険】)</small>	病気やケガで1日以上入院した場合、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、先進医療による療養を受けた場合に給付金をお支払いします。 <small>※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。 ※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。</small>	69歳まで継続可能 <small>※年齢は保険年齢です。 ・継続最高(可能)保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳</small>
<b>三大疾病支援制度</b> <small>(健康サポート・キャッシュバック特約(集団 定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・ 上皮内新生物保障特約付、リビング・ ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱 無配当特定疾病保障定期保険(II型) 【生命保険】)</small>	所定の悪性新生物(がん)と診断確定した場合、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になった場合、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約を付加することで幅広く保障します。	
<b>傷害総合保険</b> <small>(天災補償特約付熱中症補償特約付食中 毒補償特約付傷害総合保険【損害保険】)</small>	急激かつ偶然な外来の事故によるケガで入院・通院・手術等を受けた場合、保険金をお支払いします。その他にも賠償責任、介護や携行品損害等の補償もあります。	一時払退職後傷害保険 (保険期間10年間) <small>※一時払退職後傷害保険と 傷害総合保険とは、給付 内容が異なります。</small>
<b>長期所得補償保険</b> <small>(精神障害補償特約付団体長期障害所 得補償保険【損害保険】)</small>	病気やケガ、精神疾患による就業障害が7日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。	退職後継続なし

※制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

# 「生活サポートプラン」は退職後も 保険年齢69歳までの保障が確保できます！

## 退職後継続手続きの流れ



### 【お願い】

今年度末までにご退職される加入者の方は、継続の意思確認が必要となります。  
所属所に制度推進員がPR期間中訪問しますので、お手続きをお願いします。  
なお、訪問スケジュールは、各所属所の共済組合事務担当課までご確認ください。

## ご案内スケジュール(予定)

令和7年	10月 中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「Wide医療」 ・「職場復帰支援制度」・「治療費支援制度」 ・「三大疾病支援制度」・「傷害総合保険」・「長期所得補償保険」</li> </ul> 更新PR開始 ※所属所に制度推進員が訪問し、ご案内を行います。
	12月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「Wide医療」 ・「職場復帰支援制度」・「治療費支援制度」 ・「三大疾病支援制度」・「傷害総合保険」・「長期所得補償保険」</li> </ul> 申込締切日
令和8年	4月1日(水)	●更新日

制度内容等の詳細は、パンフレットをご参照ください。  
お申込みの際は、最新のパンフレットで内容をご確認ください。

<引受保険会社>  
明治安田生命保険相互会社 中部公法人部北陸公法人営業推進部  
TEL 076-231-3240 (受付時間：9:00～17:00 土日・祝日を除く)

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱店  
**有限会社 エル・サポート・福井**  
〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1  
福井県自治会館 5階  
TEL (0776) 52-0133  
FAX (0776) 52-0134

LIFE SUPPORT

# 団体ゴルフ保険

一般保険料の  
5%引き!

## golfer insurance golflife for all!

「ゴルフ場外」での事故は保険の対象外となります。(ただし、賠償事故についてはゴルフ場外でも対象となります。)

「ゴルフ場外」とは、ゴルフの練習、または競技を行う施設で、施設利用については、料金を徴するものをいいます。(パターゴルフ等は対象から外れます。)

補償内容		年間保険料	4,000円
傷 害	死亡・後遺障害		150万円
	入院1日につき		2,250円
	通院1日につき		1,500円
ゴルフ用品の損害			10万円
ホールインワン・アルバトロス費用			16万円
賠償責任(自己負担額なし)			1億円

募集  
スケジュール等

**申込方法** パンフレットに添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、保険料を指定の口座にお振込みください。加入依頼書は、次の①、②のどちらかでご提出ください。なお、振込手数料は加入者のご負担となります。

①継続加入の方は加入依頼書を返信用封筒で郵送してください。

②新規加入の方は所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

**申込締切日** 令和7年11月7日(金曜日)

**保険期間** 令和7年12月15日から1年間

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

この記事は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ25-04803 2025.7.23

## Insurance recruitment business regarding the provision of personal information to third parties

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

### ● 共済組合の取り扱う保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 職場復帰支援制度
オ. 治療費支援制度	カ. 三大疾病支援制度	キ. 傷害総合保険	ク. 長期所得補償保険
ケ. つなぎ積立年金	コ. 所得補償保険	サ. ゴルファー保険	
シ. 団体地方公務員賠償責任保険	ス. 一時払退職後終身保険	セ. リレー定期	ソ. 退職後医療保障保険
タ. 退職後三大疾病支援制度	チ. 一時払退職後傷害保険	ツ. 退職後終身医療保険	

### ● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

- ア. 組合員各位の所属所番号、組合員番号、氏名、性別、生年月日、部課署コード、職員番号、送金先口座情報
- イ. 組合員各位の転出・転入情報
- ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

### ● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

### ● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的	共済組合から保険会社等に提供される個人データ	情報提供の手段
団体保険契約の事務手続き	保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)	加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

### 個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてにご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

## 障害年金について

### 障害の年金

在職中でも年金を受給できます

**お早めにご相談ください**



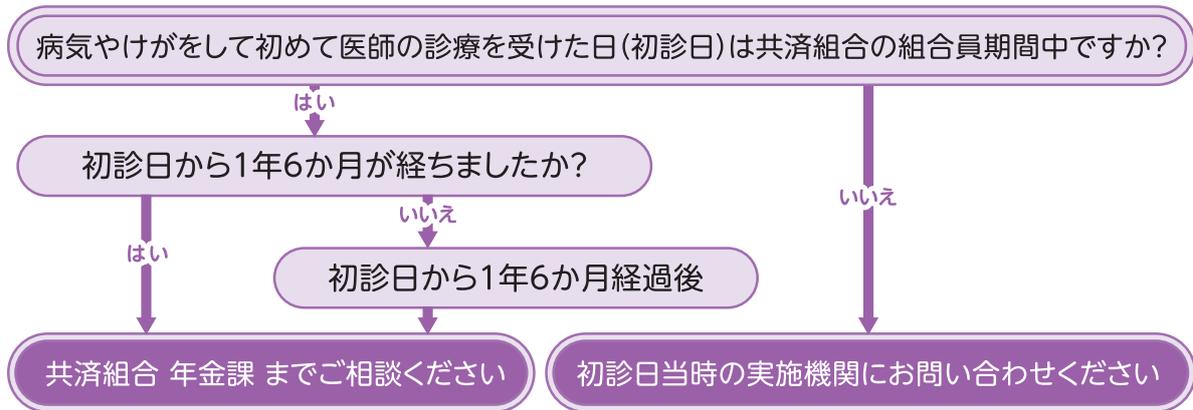
障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある病気やけがが原因となって、障害等級が1級・2級または3級に該当する障害の状態になり、かつ保険料納付要件を満たしているとき(※)に支給されます。

なお、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として国民年金制度の障害基礎年金も支給されます。

(※) 初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、保険料の納付要件を満たすことになります。

### 障害厚生年金の受給資格

下記のフローチャートでご確認ください。



### 障害厚生年金の支給要件

次のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。



#### ① 障害認定日において障害の状態にあるとき

組合員である間に初診日(注1)があり、かつ、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき

#### ② 障害認定日後に障害の状態になったとき(事後重症制度)

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき

#### ③ 他の障害と併合して初めて該当するとき(基準障害制度)

組合員である間に初診日のある傷病による障害「基準傷病」と、その他の傷病(基準傷病の初診日以前の傷病に限る。)による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

(注1) 初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日(その期間内に傷病が治ったとき、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき(下欄「障害認定日の特例について」参照))をいいます。

(注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県から交付される身体障害者手帳等との等級とは異なり、厚生年金保険法及び国民年金法で定められた認定基準をいいます。

### 障害認定日の特例について

原則として、初診日から1年6か月を経過した日を障害認定日としていますが、人工透析の開始や人工骨頭等の挿入置換、心臓ペースメーカー等の装着など、特例が適用される場合がありますので、共済組合までご連絡ください。

<お問合せ先 年金課>

# 石川県市町村職員共済組合からのお知らせ

## 能登のために

昨年、能登を襲った能登半島地震。  
その被害はあまりにも甚大で、能登はもとより  
石川県の経済に深刻な影響をもたらしました。  
このような状況から脱却するために石川県が始めたのが  
「能登のために、石川のために応援消費おねがいプロジェクト」です。

もっと気軽に、できることから支援の輪を広げたい  
というのが、本プロジェクトの思いです。

能登のために、石川のために  
**応援消費  
おねがい**  
プロジェクト  
石川県

参加する  
プロジェクト  
には

- ☑ 能登産のものを選ぶ
- ☑ 復興を応援している店を使う

「応援消費」とは、いつもの買物や外食の際、上記のような意識を持つことからOK。ロゴマークが掲示されている店で直接消費するだけでなく、オンラインも選択肢のひとつです。

能登を応援できるサイトはこちらから ▶



期間限定 2025年12月まで

おびし荘  
**応援消費  
プラン**  
12,800円税・サ込

各共済組合が発行する宿泊施設  
利用助成券をお持ち頂くと  
更に割引となります！

※土曜日・特定日は上記金額に  
+1,000円となります。



大人おひとり様  
1泊2食付

※季節によって料理内容は変わります。



開湯1300余年  
北陸最古の名湯  
粟津温泉

OBISHISOU  
**おびし荘**



ご予約・お問い合わせ > ☎ 0761-65-1831

〒923-0316 石川県小松市井口町ホ55 TEL.0761-65-1831 FAX.0761-65-1867  
表記の価格は消費税・サービス料込のおひとり様のお支払い金額です。

●お申し込みの際は、お電話にて「応援消費プラン」とお伝えください。

# 越路で楽しむ 秋の夜長



田んぼの中の一軒宿  
秋の夜長をあわら温泉越路  
でお楽しみください。



深夜2時まで、湯っくり湯ったり  
温泉につかって、日頃の疲れを  
癒して下さい。

## 煌季(きらめき) 和心(なごみ)

10月1日 宿泊料金を改定  
(宿泊予約の際は確認願います。)

【お料理別料金表】(1泊2食/税・サ込み) (R7.10.1改定)

大人	閑散期	通常期	繁忙期
和心(なごみ)	13,800円	14,500円	15,600円
煌季(きらめき)	16,300円	17,000円	18,100円
お造りコース等	16,300円	17,000円	18,100円
年末年始	21,700円		

【お料理別料金表】(1泊2食/税・サ込み) (R7.10.1改定)

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	9,900円	10,400円	11,200円
幼児料理	8,400円	8,900円	9,700円
年末年始	16,400円		
幼児	閑散期	通常期	繁忙期
幼児セット	6,100円	6,600円	7,300円
小学生料理	7,800円	8,300円	9,000円
年末年始	10,300円		

ご予約  
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151  
FAX:0776-77-3868  
HP▶<https://www.koshiji.biz>

福井県市町村職員共済組合保養所

# 越路



# RIZAPのオンラインセミナーを アーカイブ配信 します！



## RIZAPの運動&睡眠メソッド **無料** ウォーキング編&睡眠編



配信期間：令和7年10月1日～10月31日

### ウォーキング編

歩行能力を上げれば  
カラダが変わる！



アーカイブ  
動画配信



#### こんな情報が得られます

- カラダ診断で現在の歩行能力を確認できる
- 怪我のない安全な歩行に必要な知識が得られる
- 脂肪燃焼に効果的な歩行法が分かる
- 推進力を高め、効率的に歩く方法が分かる
- 歩行と一緒に実践すると効果的な食事が分かる

#### 運動種目

##### 【ウォーミングアップ】

- 腕振り運動
- ペルビッククランジ
- 足首ストレッチ
- 股関節ストレッチ

##### 【トレーニング】

- マーチ
- フロントランジ
- サイドキック
- カーフレイズ

##### 【クールダウン】

- もも裏ストレッチ
- もも前ストレッチ
- ふくらはぎストレッチ

### 睡眠編

一日の始まりが  
自然と笑顔に



アーカイブ  
動画配信



#### こんな情報が得られます

- 自分の睡眠の現状がわかる
- 快眠のための食事、運動、生活習慣がわかる
- 睡眠とダイエットの関係が学べる
- 集中力・判断力・記憶力に好影響
- メンタル不調を予防・改善ができる

#### 運動種目

- 首まわりのストレッチ
- おしりのストレッチ
- 股関節のストレッチ
- スクワット
- 呼吸法

※8月に開催したセミナーの動画配信(zoom)です。

楽しく効果を実感できるセミナーです。  
PCまたはスマートフォンから、ぜひご覧ください！